

一宮まちなか未来会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「一宮まちなか未来会議」（以下「本会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会議は、一宮市のまちづくりの中核を担うまちなかにおいて、多様な主体の積極的な参画・連携・共鳴により、車から人が主役となり居心地が良く歩きたくなるウォークアブルな地域とすることを目的とする。さらに、まちとひととのつながりや交流を豊かにし、文化と魅力を次世代へとつないでいくことで、まちなか及び市全体の新たな価値創造と地域課題の解決を図り、持続可能な発展と豊かな人間生活を実現することを目指す。

(活動内容)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) まちなかの未来ビジョンの策定及びその実現に資する活動
- (2) 会員間での情報共有と連携、まちづくりに関する交流に資する活動
- (3) まちなかの各種公共空間の活用と管理、整備、及びその実験のための活動
- (4) まちなかの空間資源の活用と管理、及びその実験のための活動
- (5) まちなかの魅力や文化に関する情報発信のための活動
- (6) まちなかの新たな価値創造やブランディングに資する活動
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(対象地区)

第4条 対象となる地区は、概ね別添に示す範囲とする。

(組織)

第5条 本会議は、総会、理事会、部会及び事務局（以下「総会等」という。）をもって構成する。

(会員)

第6条 本会議の構成員は、地区内で本会議の趣旨に賛同、協力を行う意欲を有する個人、法人及び団体とし、総会、部会及び本会議活動に参加する権利を有する者とし、会員種別は次の各号のとおりとする。

(1) 本会員

本会員は、本会議活動に関する情報共有、行事参加並びに総会や部会に出席する権利を有する。

(2) 活動会員

活動会員は、本会議活動に関する情報共有、行事参加並びに部会に出席する権利を有する。

(3) 賛助会員

賛助会員は、行政機関、民間団体、学校法人等を対象とし、本会議活動に関する情報共有、行事参加及び部会に出席する権利を有する。

2 以下の者は、構成員となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、反社会的勢力である者及び暴力団と社会的に非難されるべき関係を有し、密接な関係を有する者が所属（以下「暴力団員等」という。）している者
- (3) 暴力団や暴力団員等が経営又は経営を支配している者
- (4) 暴力団や暴力団員等に関与している団体に加入している者
- (5) 暴力団に対して資金の提供や便宜を供与するなど、暴力団等の維持運営に協力している者
- (6) 暴力団や暴力団員等と同一生計にある者

(入退会)

第7条 本会議の入退会は、以下のとおりとする。

(1) 入会

所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を要する。

(2) 退会

会員は、本会議へ申出書を提出し、本会議を退会することができる。

(3) 除名

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知又は勧告することなく、当該会員の資格を停止又は解除することができる。

ア 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき

イ 本会議や他の会員又は第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産権、プライバシーその他の権利を侵害した場合又はそのおそれのある行為をしたとき

ウ 本会議や他の会員又は第三者を誹謗中傷したとき、又は誹謗中傷する情報を流したとき

エ 本条第1号の入会手続きにあたり、虚偽の事項を記載したことが判明したとき

オ 本会議や他の会員又は第三者の名誉又は信用を失墜させる行為があったとき

カ 反社会的勢力等である、反社会的勢力と関係がある、又は過去に関係があったとき

キ 本規約に違反したとき

ク その他、会員として不適当なとき

(アドバイザー)

第8条 本会議は、理事会の承認をもって、本会員及び活動会員以外の者をアドバイザーとして置くことができる。

2 アドバイザーは、代表の求めに応じて総会等に参加し、専門分野における技術的助言を行う。

(役員)

第9条 本会議に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 3名まで
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

2 前項各号に定める役員の他に必要な役員を委嘱する必要があるときは、理事がその役員を兼ねる。

3 代表、副代表及び監事は相互に兼ねることができない。

(職務)

第10条 代表は、本会議を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、職務を代行する。

3 理事は、代表及び副代表とともに理事会を構成する。

4 監事は、本会議の会計を監査する。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、理事による互選により選任する。

3 第9条第2項の役員を委嘱するときは、代表がその役員を委嘱する者を理事の中から選出して委嘱し、その職務内容とともに総会に報告するものとする。

4 役員等の任期は、選任された総会において承認された時から翌年度において最初に開催される総会において、新たな役員が選任されるまでの間とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員等に欠員が生じた場合は、必要に応じてこれを補充できるものとし、任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第12条 総会は、本会員により構成する。

2 総会は、各年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）につき1回以上開催する。

3 総会は、代表が招集し、必要に応じて書面又は電子メール等により開催し、その議長を務める。

4 総会は、次の事項を協議し又は審議し若しくは決議する。

- (1) 収支予算及び収支決算並びに事業計画及び事業報告に関すること
- (2) 会費に関すること
- (3) 規約の制定及び改廃に関すること
- (4) 役員等の選任に関すること
- (5) その他本会議の運営及び活動に関する重要な事項

5 議決を要する総会は、議決権総数の過半数を有する者の出席を定足数とし、議事は出席者の議決権の過半数の同意により決議する。ただし、可否同数のときは議長が決定する。

(議決権)

第 13 条 本会員は総会において各々 1 箇の議決権を有する。

2 活動会員、賛助会員は議決権を有しない。

(議決権の委任)

第 14 条 議決権を有する会員は、総会に出席できない場合にあっては、他の議決権を有する会員に委任をもって表決することができる。

2 委任により表決を行う場合、委任状を代表に提出するものとする。

3 委任による表決を行った会員は、その総会に出席したものとみなす。

(書面による議事)

第 15 条 代表は、やむを得ない理由により総会を開くことができない場合にあっては、議案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(専決事項)

第 16 条 代表及び副代表は、緊急を要するもの、予算の流用又は軽微な事項について専決することができる。ただし、専決事項については、次の総会で報告しなければならない。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、議決を行う場合、議事録を作成する。

(理事会)

第 18 条 理事会は、役員により構成する。

2 理事会は、必要に応じて代表が招集し、開催することができる。

3 理事会は、相互に協力し、次の事項を掌るものとする。

- (1) 第 2 条及び第 3 条に資する事業内容の企画及び立案に関すること
- (2) 総会で議決した事項の執行に関すること
- (3) 会員の入退会に関すること
- (4) 総会への付議事項及び本会議の運営に関すること
- (5) 本会議の実施する活動内容に関すること
- (6) 部会の設置及び活動内容に関すること
- (7) その他、総会の議決を要しない事項に関すること

(部会)

第 19 条 部会は、必要に応じ、開催することができる。

- 2 会員及び活動会員は、活動内容の検討と実践する部会の設立提案をすることができる。
- 3 部会には、必要に応じ会員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 部会で検討した活動内容は、理事会に報告し、実践する。

(事務局)

第20条 本会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、次の事項を掌るものとする。
 - (1) 会議の開催、運営及び進行に関すること
 - (2) 会議のための資料作成に関すること
 - (3) 会員間の連絡調整、会計、その他本会議に関わる事務
- 3 事務局は、会長が指名する会員に置く。
- 4 事務局は、必要に応じて事務局長を置くことができる。

(会計)

第21条 本会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第22条 本会議の会費は、総会にて定める。ただし、活動会員、賛助会員からは徴収しない。

- 2 会員は前項に定められた会費を、代表が別に指定した日までに納入しなければならない。
- 3 会費は、本会議が指定する金融機関への振込、又は事務局への現金持参の方法により納入しなければならない。
- 4 会計年度の途中に入会する場合においても、本条第1項に定められた会費を全額納入しなければならない。
- 5 年度途中で退会した場合は、既に納入された会費は返還しないものとする。
- 6 総会を経て必要と認められるときは、会員に本会議の運営に必要な費用負担を求めることができる。

(経費)

第23条 本会議の活動に必要な経費は、負担金、繰越金、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 補助金、助成金、諸団体、事業者、個人等からの寄付金、その他収入があったときは、経費に充てることことができる。
- 3 会議等に要する費用は、事務局からの提示がない限り、会員の自己負担とする。

(収支決算及び監査)

第24条 代表は、毎会計年度の収支決算案及び事業報告案を監事の監査を経て総会に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 収支決算の結果、会計に余剰が生じた場合、その余剰金は翌年度に繰り越す。

(解散)

第 25 条 本会議は、第 2 条の目的が達成されたとき又は本会議の存続を必要としなくなったときは、総会の議決により解散することができる。

(情報公開及び個人情報の保護)

第 26 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、機密とすべき情報を除き、その活動状況、運営内容等を積極的に公開するものとする。

2 会員は、本会議を通して知り得た情報及び機密情報について各々の責任において管理し、第三者に漏洩してはならず、本会議を退会した後も同様とする。ただし、本会議が認めた場合、又はその情報及び機密情報が公表されたとき以降及び事前に相手方に同意を得た場合は、この限りでない。

(知的財産権等の帰属)

第 27 条 本会議の活動に関連した知的財産権等（特許、著作権等）については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会員が提供した資料、情報等についての知的財産権等は、会員に帰属する。
- (2) 新たに知的財産権等に関する出願等を行う場合は、本会議に報告の上、別途協議を行う。

(細則)

第 28 条 総会等の運営、会計処理等については、必要に応じて細則を定めることができる。

(その他)

第 29 条 本規約に定めるもののほか、本会議の活動に関して必要な事項は、総会において定めるものとする。

付 則

本規約は、令和 4 年 6 月 2 7 日から施行する。

(活動区域)

一宮駅からおおよそ半径 1km 圏内を活動区域とする。

